

Point

農林水産省は去る7月21日、平成19年度からスタートする新たなさとうきびの支援方策（経営所得安定対策）について対策の実施に必要な支援単価や予算措置等を定めた「経営所得安定対策等実施要綱」を決定しました。

さとうきびの支援方策について

生産農家への支援
平成19年産分みつ糖原料用さとうきびに対する経営所得安定対策による農家の支援は、直接交付される交付金単価を1トン当たり16,320円とするとともに同単価を3年間固定することとしています。

また、さとうきびの交付金単価は、糖度13.1度以上14.3度未満となり、13.1度未満は0.1度下回ることに100円/トンが差し引かれ、14.3度以上を0.1度上回ることに100円/トンが加算されることとなります。

新たな制度における農家の手取り額は、直接交付される交付金と製糖工場から支払われる取引価格の「2つを合わせたものとなります。このうち取引価格は来年度に決定される」とから現時点では手取り

の総額は確定できませんが、最近の糖価の動向を踏まえると現行手取額は確保される見込みとなっています。

交付金の支払いについては、交付申請後10日以内に（独）農畜産業振興機構から早期に支払われることとなっています。

**農家手取額 =
交付金単価 + 取引価格
(16,320円/トン) (次年度決定)**

**交付金単価 =
国内産糖の標準的な製造経費 -
(国内産製品の販売価格 - 標準的な原料代)**

